

村入りを促進し新旧住民の新たなつきあいを構築する民俗学的方策の覚書

和田 健

千葉大学国際教養学部

Memorandum of Ethnological Measures to promote entering the village and to establish new relationships between old and new residents

Ken Wada

要旨

本稿では地域振興施策として提唱される「二地域居住」や「移住」による新旧住民の関係を構築する民俗学的方法の可能性について検討したい。具体的には、転入する側（新住民）が、転入する場であるむら（村）における民俗慣行をどう捉えるべきかを検討する。また古くからそこに住む人たち（旧住民）が、今まで伝承してきたむらの運営を新住民にいかに関係してもらえるかについても考える。新住民にとって、旧来の民俗慣行で懸念となるのが、近隣のつきあいに関わる暗黙のルールである。特に草取りや水源の清掃などの共同作業を欠席する場合、どのような罰則（出不足金の金額など）があるのかなどは気になるといわれる。しかしそれぞれのむらで行われている罰則内容をデータとして考えるのではなく、そのむらの「村柄」を理解し有機的なつきあいの中でその意味を考えるべきである。村柄を理解する民俗学的方法の可能性について、千葉県鴨川市川代区を事例に若干の考察を試みたい。

キーワード

二地域居住、移住、民俗慣行、村柄、相互扶助、新住民と旧住民

1. 問題の所在

近年人口減少に悩む地方自治体は、都市部などからの転入を見込む施策をとりつづけている。1990年～2010年代において、地方の人口増の施策としては、「二地域居住」¹といわれる居住スタイルの推奨が中心であった。具体的には、仕事を定年退職した60歳代のシルバー世帯を中心に、農山漁村の集落に家を構え、週末はそこで生活をして、平日はもとより住んでいる住居で生活するというスタイルである。そして住民票はその農山漁村に移すという施策である。いわば別荘に近い感覚での転入のスタイルといえる。「移住」となると、完全にもとの生活から離れるため、できる限り無理のない形での農山漁村への転入を見込んでいるが、2000年代以降の状況を見ると、地方振興施策としては、大きな流れとして定着しなかったといってもよい。二地域居住を含めて完全に移住を試みた人たちが葛藤することのひとつが、新たに購入した家のある村において伝承されるさまざまな民俗慣行との関わりである。その中でも、旧来よりつづいている家同士の関係、近隣同士の相互扶助など、重層的なさまざまなつきあいの中に入っていくのに、それなりの葛藤が生じる。今まで都市部でそして会社組織の中で生活してきた人たちの「生活の論理」と、世代を超えて長く生活してきた農山漁村の「生活の論理」が、微妙に違うのは当然である。これはシルバー世代に限らず、近年希望が増えてきている若年層の「移住」への関心においても、同様のことが懸念として聞かれる。特に2000年代になり、「二地域居住」よりも若年層の農山漁村への「移住」を希望する人は増えてきている²。シルバー世代を対象とした二地域居住から若年層の移住への流れに、人口の転入施策に変化が出てきつつあるものの、どちらにも共通しているのは、旧来のむら社会における民俗慣行とどう関わっていくか。違う地域で生活していた人同士がいわゆる「常識」として見なしていることを、どの程度新旧住民相互で寄り添えるか。その方法に民俗学的な知識と関心がいかに援用できるのかについて検討を試みたい。特に、むら社会では明文化されない暗黙的な共的関係（相互扶助）に対するアプローチについても考察を試みたい。

2. 重層する旧来の村づきあいと他者との関わり—千葉県鴨川市川代区を例に

2-1 川代区の地理的、社会的概要

本稿では、二地域居住を促進する方法を検討するために、旧来より行われてきた村づきあい³のあり方を生かしながらも、新旧両住民の相互関係をつくる手立てについて考察することを目的とする。具体的には千葉県鴨川市川代区を対象に、重層する種々の村づきあいを整理しながら、その中に新住民が関わっていける方策について検討するものとする。

まず鴨川市の概要を述べ、鴨川市川代区について社会的概要を記したい。鴨川市は房総半島南端に位置し、人口32,568人（2018年11月1日現在）で、日本全国で多く見かける人口減少に課題を持つ地方都市である。そのため鴨川市もさまざまな地域振興施策を実施し



【図1】鴨川市川代区の立地（国土地理院地形図25,000分の1「鴨川」より筆者が加工）

川代区は海岸近くにある安房鴨川駅から約4キロの位置にあり、区の北側は加茂川が流れる。また南から南西にかけて後背部は山間の斜面のところに立地している。

ており、帰農者および二地域居住などでの人口転入施策として、ふるさと回帰支援センターを設け、移住希望者の相談窓口や農業に関わるセミナーなどを実施している。移住希望者にとって、空き家をどう探すか、また農業の経験が浅い人がいかに農業技術を学べるかなどといった不安や悩みはあるが、その悩みのひとつに、移住先の村（集落）におけるさまざまなきまり（あるいは古くから伝わる民俗慣行）を知り、どう対応するかということもあるという。このことについては後述したい。

鴨川市は幾重にも渡って町村合併を行われ現在の市域になっている。本稿で対象とする川代区（旧川代村）は、1889（明治22）年、いわゆる明治の町村制施行において田原村に合併して成立した旧村制であり、現在では鴨川市の行政区の1単位となっている。のちに田原村は1954（昭和29年）、いわゆる昭和の大合併時に鴨川町、西条村、東条村とともに合併し新制鴨川町（現在の鴨川市の一部）になっている。

この旧川代村が合併した田原村は、合併後の行政村が一体化した生活改善運動が盛んであった。例えば、1924（大正13）年に田原村矯風会を組織し、日常生活の改善、および古くからの民俗慣行を改めることをめざして記した生活改善規約を作っている。1932（昭和7）年に農山漁村経済更生運動において、田原村が更生指定村となったときに策定した更生計画書にも、日常生活における私経済の引き締め（つまり冗費を省く）、社交儀礼の改善（冠婚葬祭での儀礼で生じる支出を厳格に抑える）などの取り組みを、行政村としての

田原村全体で実施徹底する旨が記されている⁴。このことは、田原村全体が、各々旧村で行われていた民俗慣行をはやい段階で、行政村単位にひろげて生活改善を行おうとしたことが推測できる。その田原村に合併した旧川代村が本稿の対象とする川代区である。ここからは現在の呼称である川代区と表記する。

2-2 川代区のつきあいの諸相

村づきあいは、もとより住む人々により長い時間の蓄積のもと民俗慣行として形成されたものである。しかしそれは、決して静的かつ固定的なものではない。社会集団としてむらで何かしらの契機が生じたとき、緩やかに変容しながら維持されてきたものが村づきあいである。農業を主たる産業としている村でも、そこに住まう人たちの就業構造は大きく変わり、各世帯にとって会社勤めをする人々も多くなってきているが、冠婚葬祭の互助および草取りや水回りの保全を行う共同作業への参加も、旧来通りの村の中での取り決めを厳守するだけではうまく回らないのも現状である。そのため旧来から行われてきた共同作業の運営維持方策を検討して、緩やかに村づきあいを変化させて進める道筋をたどることも多い。そのような柔軟に時代状況によって変化しうる村づきあいを前提に、新たに住まう人々が村入りしていく場合、どのように新旧両住民の共的關係が再構築、再創造できるのだろうか。まず本章では、旧来の村づきあいを有機的に捉えるために、川代区における行政区会（本稿では「区会」と以下記す）運営のあり方、様々な村づきあいのあり方、冠婚葬祭および草取りや水回りを管理する共同作業への関わり方について整理していきたい。そして今まで構築されてきた村づきあいの中にスムーズに関わっていく可能性について若干の考察を行いたい。

2-3 集落戸数と「組」「代」そして「地名」^{ジミヤ}

集落戸数と集落構成 川代区は集落戸数63世帯（2010年時）、そのうち2世帯が新しく移住してきた家であり、川代区の行政区会に参加している世帯である。川代区の区域に居住している新移住世帯はまだ他にあるが、行政区会に参加している新移住世帯は2戸である。旧来より住んでいる川代区の世帯は、分家したあとも新たに区会に入っており、最初から区にはいないという世帯はいままでのところない。

クミ（組）の構成 川代区はそれぞれの世帯が、3つの組（上組、中組、下組）に分かれる。上組は熊野神社周辺、中組は大須賀神社周辺、下組は大須賀神社より長狭街道方面がおおよそのエリアである。組は川代区の中でさまざまな代表者を出す単位となっている。区の運営に関しては、評議員を組単位で2名選出するほか、組単位で農家組合、共有林の世話人を選出する。共有林は組単位で管理、所有しており、世話人は共有林の固定資産税処理など会計管理の業務を行う。組は、区の運営を系統立てて運営するための基礎的な単位といえる。

ダイ（代）のつきあい 組単位のつきあいや運営の中で、日常生活でより密接であるつ

きあい、ダイノツキアイ（代のつきあい）である。代は、組を構成する近隣のつきあいを
 する単位であり、非常に重要である。【表1】に整理したように、代は各組の中に3つ
 のダイノツキアイがあり、川代区内には合計9つある。

【表1】クミ、ダイノツキアイの関わり

組	代（ダイノツキアイ）	評議員数	農家組合代表	農家組合組長
上組（カミグミ）	大場代（オオバンダイ）	2名	1名	1名
	仲尾町代（ナマチダイ）		1名	
	角畑代（スマバタケダイ）		1名	
中組（ナカグミ）	丸塚代（マルヅカダイ）	2名	1名	1名
	堀之内代（ホリノウチダイ）		1名	
	合戸代（ゴウドダイ）		1名	
下組（シモグミ）	馬屋代（ウマヤンダイ）	2名	1名	1名
	中村代（ナカムラダイ）		1名	
	防中代（ボウチュウダイ）		1名	

ダイノツキアイは近隣の家同士のつきあいといえるが、必ずしも住居が隣り合わせとは
 限らず、入り組んでいるところもある。例えば、かつて住んでいた代から離れて川代区内
 の別の組のエリアに家を移築した場合、移った先のダイノツキアイに入るのではなく、も
 ともとのダイノツキアイを継続させるのが通例である。もちろん移った先でのダイノツキ
 アイに入る例もあるのだが、もとのダイノツキアイをつづけるのが一般的であるという。
 その意味では、ダイノツキアイは、とても密接な近隣同士の関係であり、属人的な家同士
 のつきあいであるといえる。例えば評議員は組単位で選出するが、次期評議員はどこ
 の代から出すか、誰がいいかなどは代の単位で事前に話し合われることが多い。また葬
 式がある場合、段取りは代の家々が細かく算段をつけて世話をする。葬式のふれを出
 すこと（葬式のシラセ）や、葬儀の実務的な運営もダイノツキアイの単位で行う。た
 だしかつて土葬であったときは穴掘り（ロクドウ）を葬家のいる代ではなく、隣の代で
 担ってもらった。例えば下組馬屋代で葬儀を行う際には中村代が、中村代に当
 家がある場合は防中代が請け負うなど、当家と違う代でこの役割を担っていた。ま
 た葬儀の際の香典額は、基本的に親族関係の濃さから決まるものであり、一概に金
 額の明文化はしていないが、ダイノツキアイでは、代単位で相互の家同士で申し
 合わせをして決めているという。

ジミョウ（地名、地分）ツキアイ 川代区にはジミョウと呼ばれる家同士の関係があり、
 ジミョウツキアイと呼ばれている。ジミョウとは地名（あるいは地分）と表記され、最
 も頼りにすべき家同士の関係をさしていわれる。古くからのつきあいで「何かあ
 ったら必ずジミョウに相談すべし」「何かあったらジミョウが頭を下げて謝れば話
 が収まる」「ジミョウとは切っても切れない関係」ともいわれる。またジミョウの
 ことをドウケ（同家）とも

呼ばれている。しかし近年ではジミョウヅキアイを意識する世代も少なくなってきたといわれ、若年層の世代ではジミョウヅキアイの意識が希薄になってきているとする見方もある。

川代区では、かつてジミョウ同士の家は、結婚式では必ず仲人を引き受けるといわれていた。また葬儀のときは運営の責任をジミョウが行い、ダイノツキアイの家々は、ジミョウの指示を確認して進めていく。またジミョウは、もっともつきあいが濃い家同士ということで、香典なども相応の金額を用意することになる。

ジミョウヅキアイでは、おたがいがなぜジミョウ同士の関係なのか、そのいわれについて判然としないということもよく聞かれる。また必ずしも同じ代のなかにジミョウヅキアイの家があるとも限らない。おそらくかつて本家分家などの親族関係であったことや、その関係の中で土地を分け与えてもらい分家したなどが考えられるが、それが絶対条件とはいえない。全くそれらの関係を抜きにして任意でジミョウ関係を結ぶという例もある。同じ房総半島で鴨川市に隣接する南房総市和田町では、血縁と関係なく、任意で結ぶジミョウのことをクツツケジミョウと呼んでいる。ジミョウヅキアイは、古くから伝わる固定的な家同士の側面もあれば、新たにジミョウの関係を作るといった柔軟性をもっているといえよう⁵。

川代区でのジミョウ関係は基本的に1戸対1戸、つまり2戸でジミョウヅキアイを行っている。しかしさまざまなパターンがあり、例えばA氏（下組馬屋代）宅では3戸でジミョウヅキアイがつづいている。もともとは4戸で構成されていたが、1戸が川代区外に引っ越したため、現在3戸で関係が続いているという。先述した南房総市和田町でも1戸対1戸の関係を核にして、それに参加して3～4戸のグループ単位でジミョウヅキアイをしていることも聞かれ、同様の例であるといえる。そのA氏宅のジミョウヅキアイも、かつて1戸対1戸の関係の中にあっただが、その片側の家から分家した新たな家がこのジミョウに入るのに困難を極めたことがあったと伝えられている。分家したら、自動的に分かれた家とジミョウヅキアイが発生するとは限らず、新たに相互で確認し合いながらジミョウの関係を結ぶものであるともいえる。

古くからのつきあいであるジミョウ同士の家々は、基本的に同姓の家々で組まれているが、一例だけ違う姓の家同士で組まれているジミョウヅキアイもある。また新しい例では新しく川代区に土地を買って移住してきた家と土地を売った家同士で、ジミョウヅキアイに相応する関係で交流している例もある。新旧の家同士で結ぶジミョウヅキアイともいえる。

2-4 区会の運営と区役

区会の役職 川代区の区会運営に関わる役員は、区長、区長代理そして評議員で構成される。ここでは区会ということばでその運営について説明したい。

区会の区長は任期1年であり、定期総会ときにはすでに誰が区長をやるかが決まっている。区長は前年区長代理を務めた人が次年度には区長をつとめる慣例になっている。選挙は行われるが、それは信任の了承に近い意味づけであるといえる。

区長代理は区全体の会計を担当する。おもに草取り、水回りの清掃などの相互扶助における出不足金を集計する。出不足金は最終的に区会の構成員で再配分されるが、そのお金を戻り金といい、区長代理はその管理をおこなう。区長代理に選ばれた人は、次年度区長を行うことで2年続けて区会の運営に関わるという取り決めである。区長代理は、当該年度の区長の仕事を補佐しながら、次年度の区長業務を学ぶこととなる。

評議員は各組から2名が選出される。3つの組があるので、例年6名の評議員がいる。評議員はおもに区から各組への伝達事項を各戸につなぎ、また組内の意見を取りまとめる役割が大きい。評議員は組内で任意に選ばれるが、一般的には組内に住む戸主の年齢で順送りにその役目を受けるとするのが一般的であった。しかしながら戸主替えをした家、つまり世代交代をして世帯主が下の世代に移った場合、世帯主が若くても戸主替えをした翌年度には評議員を行うという民俗慣行がある。戸主替えは、戸主（世帯主）が息子など下の世代に替わったときが一般的であるが、分家して別の世帯をなした場合もこの中には含まれる。いずれにしても新しく戸主になった人が次年度評議員を受け持ち、組内のとりまとめをする民俗慣行がつづいている。しかしながら近年は、戸主替えをしたとしても主たる生業が会社勤めの場合、農業関係の共同作業などのとりまとめなどは非常に難しい場合もある。川代区の中でも世代交代したあとも、戸主替えしたら評議員を受けにくいことへの対応を柔軟に考えており、必ずしもこの民俗慣行を絶対とせずに、引き続き前戸主が引き受ける例もある。評議員は任期が2年で、各組で水源関係の管理運営を受け持つものと道路土木関係の共同作業取りまとめを受け持つものと分けられる。評議員は1年ごとにその役割を交代でおこなう。

ちなみに組単位の伝達事項の周知や区費の徴収などは当番制により家継ぎ順で行っており、例えば上組の場合、当番は月替わりで行っている。

総会 総会は川代区各戸が必ず参加する集会であり、重要な決めごとはこの場で決める。一般的には年に2回で、2月は定期総会といい、7月は臨時総会といわれている。定期総会は毎年2月11日と日にちを決めて行われる。ここでは道路の改修、9月に行われる大須賀神社の祭礼の段取りなど含めて年内の予定を確認し、また昨年度までの道路改修や草取りなどの出不足金の決済をこの場で行う。出不足金の決済のことをクレワリ（暮れ割り）という。これは区で行う共同作業や総会も含めて区の公的業務（区役）に参加できなかった場合、半日単位および1日単位で出不足金を区に預ける。そしてそれをもとにしながら、それぞれで出席参加して業務をおこなった家に対して、集めた出不足金を等分割で支給されることをいう。つまり総会では何かしら戻り金の配分を各世帯は受けることになる。これらで配分されるお金を戻り金ともいわれる。

また戸主替えをした家は、定期総会までに区長に挨拶を通しておく民俗慣行がある。かつては戸主代わりの挨拶に、区長宅に酒一升を持っていったといわれる。定期総会の際には、区長から戸主替えがあったことを紹介される。

臨時総会は7月中旬の日曜日に開催される。ここでは区長から年度内の中間報告が行わ

れ、共同作業の状況や予定そして控えている大須賀神社の例大祭について報告がある。このほかにも役員会は頻繁に行われ、区内の運営の確認は進められている。臨時と称しているが、定例での年度中間での定期的な総会とも位置づけできる。

区役 川代区全体で行う共同作業を区役と呼んでいる。区役は、おもに土木、生活用水の維持管理そして総会への出席がある。土木関係では草取り、泥よけがあげられる。また災害時の水田周辺の道路や畦などの修理なども、臨時でおこなわれることがある。

草取りは6月と9月に定例でおこなわれるが、強制的に全員参加という規則ではなく、草取り作業をする場所によって全世帯が参加しなくても、その草取りを行う周辺の家々で作業を行い、その他の家々は作業に参加せず出不足金を納めるという方法をとっている。例えば上組周辺で草取りをおこなう場合は、上組とその周辺の家々で草取りを中心に行い、中組、下組の大半の家々は出不足金を納めるという方法である。絶対的にみんなが参加するという前提ではないことと、たとえある特定の組周辺のエリアであっても、それは組単位での共同作業ではなく、あくまでも区役として捉えての共同作業であるという解釈である。このことについては後述したい。

生活水の管理 区役の中でも川代区では、水源の管理がとても重要な仕事とされる。もっとも、これは川代区だけではなく、鴨川市内広域で見られる考え方である。区会で水源を管理している川代区の世帯は、市水道を引いてもよいのだが、区内にある3箇所の水源より簡易水道を引いている。区全体で水源の維持管理をおこなっている。そのことから川代区会に参加することは、「水を引く権利を持ち、ともに維持管理の作業に関わること」であるとされている。新しく入ってきた人たちが村入り、つまり川代区の区会に参加するときには、水の権利を区に払い、水源の維持管理をめぐる区内の相互扶助的な民俗慣行を遵守することになる。

ではどのような水源管理が必要か。川代区の水源地は不動谷、浅間様、大場代の3箇所にある。そしてそれをつなぐ中間タンクが5箇所ある。この8箇所の清掃を川代区の共同作業として行う。水源管理に関わる共同作業は、毎年7月に定期的におこなっている。おもに水源周辺の掃除およびタンクの掃除が中心である。これらは区長の仕切りで行われる。その他の役員（区長代理、評議員）含めて各戸1名が必ず参加する。

区役を行う家（住民）と区に関わらない家（住民）との微妙な意識のずれ 川代区会への参加、つまり村入りは上記のような共同作業に関わるのが前提であり、水源に関わる区の共的部分の維持管理は、たとえ特定の場所の作業であっても区全体で考える意識を持っている。川代区の行政区域に別荘を購入し所有している家々も数戸あるが、すべての家が川代区会には参加している訳ではない。その場合、道路の草取りに関しても川代区に住まう人々と新しく住居を持つ人のあいだで微妙な意識のズレをおこすことがある。例えば水源近くへ行く道筋が雑草で覆われているならば、そこが私道であっても、川代区の人々にとっては水源に出向く道筋であり共的な意識が強い。したがって草取りして清掃管理するのは当然の行為ではあるが、新しく住居を構える人にとっては、私道に入ってくる行為

を私的領域が侵されたという感覚を持たれることもある。共同で作業を行うことそして登記上の権利関係だけではない区全体で維持管理を考える共的意識については、区に参加する家とそうでない家での双方の摺り合わせは必要になってくる。川代区内での区役としての相互扶助は、属人的なつきあいの中で成り立っているといえる。かたや川代区に入らないということは、住居表示が川代であっても、川代区のつきあいがあるとはいえない。いわば属地的な関わりといえる⁶。ここがもとより住まう家とこれから住む（あるいは別荘として活用する）家との意識に差が出てしまうが、これは双方の話し合いが必要なものであろうし、小さいけれど、無視できない意識のずれともいえる。

2-5 さまざまな組合つきあい

農家組合 3つの代が合わさった形での組にどのような活動があるのか、記していきたい。農家組合としての活動は、代ごとの代表を1名決めておいて、その代表の中から各組の代表者である組長を決める。基本的には農家組合は農協の伝達系統としての役割、すなわち農家組合を通じて農協からの情報が各家に流されるようになっている。

川代水利組合 川代区で管理する水源とは別に、川代区水田の灌漑用水管理のための組織として川代水利組合がある。市域の灌漑用水源である金山ダムからのパイプラインおよび加茂川からの取水を維持管理するものである。水田を経営している世帯で水利組合は構成されており、先述した区による水源の管理とは別の運営組織である。この水利組合から加茂川全体を統括する鴨川沿岸土地改良区に役員を出している。こちらは組合つきあいのユニットを使って代表者を出すというよりも、水田管理をしている家の中で出すことになっている。

農作業機の共同管理と運営 川代区では農作業機を共同で購入し、管理運営している組織が2例ある。ひとつは堀之内営農組合で、6戸単位で農作業機を共同管理、運営するほか共同での農作業も行っている。もともと中組の堀之内代におけるつきあいであり、かつ同級生同士の気心した仲間内で組織されたものである。もうひとつの共同運営は農作業までは参加農家同士での協業を前提とせず、大型トラクターとコンバインを中心に農作業機の共同管理を行っているものである。2例とも農作業機の共同管理を運営する組織ができたのは、決して古くからではなく近年のことである。それは、働き手は会社などの勤めに出ていたが戸主替えを行い、自身が農業経営も担うことになってきているところから、効率的な運営のために共同所有を進めてきたといわれている。

堀之内営農組合は6戸で構成されており、設立は1997年である。同級生同士4人とひとつ下の2人合計6人により、各家で使用する農作業機の共同管理をはじめた。コンバイン1台と乾燥施設を持つ。また田植機も共同で持っているが、田植機に関しては個別に所有している家もある。組合結成からこれまでの10余年のあいだに、コンバインの買い換えは3回ほど行っている。コンバインを使用するときは2～3戸単位で一気に使用し、各家の収穫作業の手伝いも行う。このような手伝いの手間のことをデヅラと呼ばれている。およ

そ3日で6戸全体の稲の刈り取りをする。自分の田でなくても組合に参加している家々は、できるだけ収穫作業に参加するようにしている。ただし自分の田を手伝ってもら場合、手伝ってもらった家々に対して賃料を経費として出す。そして6戸全体で収穫作業が終わったあと、すべての決済をして参加者で分配される。組合内のデヅラは、漠然と手間賃のやりとりをするのではなく、最初から賃金として明確に分配する方針で行われている。農作業機の買い換えは原則として等分割で全体の6分の1を各家は費用負担をする。堀之内営農組合では組合における労働対価も日数時間で換算をし、また施設維持も平等分担を前提に管理運営されているのである。

以上のように、代および組を使った家同士の関係の他に、灌漑用の水利や営農に関わるつきあいなど、多層にもわたる家同士のつきあいがあることが伺える。

2-6 祭礼と氏子集団の運営

熊野神社と大須賀神社の氏子組織 川代区には熊野神社と大須賀神社がある。区の氏子集団は両方の神社を管理運営している。管理運営している組織は氏子総代会と呼ばれており、もとより川代区に住む人にとっては片方だけの氏子ということではなく、両神社の氏子である。熊野神社は年に2回、春に祈年祭、秋に新嘗祭を行う他は特に大きな行事の運営はない。かつて熊野講が存在したといわれているが、その参加の経験を語れる人はいないようである⁷。

大須賀神社は8月の天王待ちと9月の例大祭が中心である。9月の例大祭が川代区においては最も大きい祭礼行事である。

川代区にある神社の氏子総代会は6名で構成される。その中の代表が氏子総代長である。総代長は3年が任期で、基本的には氏子総代の中で年長者がなることが多い。氏子総代になった人は2期6年勤める。最初の3年は大須賀神社の運営に関わり、そののち熊野神社の管理運営を3年行う。氏子総代に選ばれる人は、今まで例外もあったが、基本的には区長経験者になるとされ、そのことから氏子総代は川代区の顧問のような存在であるともいわれている。

大須賀神社の祭礼とその運営 9月26日に大須賀神社例大祭が行われる。祭礼の運営は主に氏子総代会と保存会により運営が行われている。保存会は御輿や山車などの管理運営も含めて会計管理を行い、お囃子などの練習母体として運営されている。区内の家々は祭礼への寄付を行うことになっており、祭礼当日に各戸1万円を持って行く。また役員、総代会などはまた別額の寄付を行うものとなる。各家は寄付を神社に届けるときに「おめでとうございます」といって寄付をするのが一般的である。また川代区居住ではないが、川代区で実施されている棚田オーナー制度があり⁸、それに参加している都市在住者に対しても、例大祭開催の知らせと参加の呼びかけは行われている。

また総代会もさることながら、区長も例大祭参加者全体の取り仕切りをする役目を担い、「祭りが終わるまで区長の仕事は大変」ともいわれている。もとより、大須賀神社の御霊

をのせた神輿は区内を練り歩くが、その神輿は必ず区長の家に着き寄ることになっている。神輿は、区の役員の家々含めて多数の立ち寄り先があり、その立ち寄り先で神輿の担ぎ手たち含むお祭りの参加者は、休憩とともに酒食を振る舞われる。

例大祭の運営で重要な役目を果たす組織がふたつある。ひとつは保存会そして消防組である。大須賀神社祭礼保存会は、川代区民全員が会員として参加しており、神楽、お囃子、花万灯そして屋台の維持管理を行う。またお囃子の練習なども保存会を中心に行われる。保存会は例大祭のときに各家によって出される寄付によって運営されている。この寄付のことをハナと呼んでいる。ハナは各家そして区の役員、総代によって金額は当然違うが、区の定期総会において口頭で金額は申し合わせている。ハナの額は文書で規約化してはいない。祭礼当日神輿や屋台が渡御するが、屋台に乗ってお囃子をならす10代の子たちがいる。子どもの人口が減少していることから、お囃子を継承してくれる子が川代区ではいなくなる危惧もいわれている。

消防組は神輿の担ぎ手として重要な役目を持つ。従来は川代区に住む人々で担えたが、現在では、川代区含む周辺集落（太尾、来秀、大里、板東の一部）で組織されている消防団第3分団の若い人々が担ぎ手に加わってもらっている。

3. まとめと課題—新旧住民のつきあいをどう構築するか—

3-1 多層的なつきあいの村柄

ここまで川代区における社会集団の運営について整理してきた。川代区では旧来からの相互扶助のあり方と社会集団のユニットが多層的に存在することが伺える。この他にも、川代区単独の共同作業とは別に、中山間地域等直接支払制度⁹に参加する農家の共同作業や古峰講のような代参講もあり、つきあいは多層に存在する。「川代区は何かと会合や集まりが多い」ともいわれ、もとより住んでいる人々にとってそれぞれのつきあいが多層的に絡んで成り立っていることがうかがえる。区における取り決めは、一部をのぞいて明文化されて区に参加する世帯すべてが決まり事として確認している。このように区全体での取り組みの明文化は、川代区が合併した田原村が、経済更生計画において生活改善規約により明文化してきた村の運営と重ねてみるができる。しかしながら、大須賀神社の祭礼のときに寄附金であるハナは、臨時総会で文字化せずに口頭で確認をしてすすめる申し合わせもまた存在する。村づきあいは変容しながらも、そこに住んでいることでおたがいの家々が様子や状況を感じ取りながら絡み合い成り立っているものである。

それだけに必ずしも継続的な居住ではない二地域居住の村入りは、新旧住民の間で摺り合わせていくステップが必要であることが考えられる。最後に二地域居住や移住による永住も含めて、新住民を受け入れる側における旧住民と新しく住まう人々の村との関わりについて、若干の考察とともに提案を試み、まとめとしたい。

3-2 村柄により違う相互扶助、社会集団の運営とその読解

筆者がここまで述べた川代区の社会集団のありようについては、鴨川市における各区の相互扶助やそれに関わる決まり事を理解する目的で取材調査をはじめた。もともと鴨川市のふるさと回帰センターなどで出てきた移住相談で「集落（区）のふるくからのつきあい、慣習についてはわからない。区によって規則も違うようである。もし可能ならば居住する集落（各区）のきまりに関わるデータが最初からわからないだろうか」があったという。このことをどう考えるか。そのための調査の一環としてはじめたものである。特に相互扶助に関わる各区（各集落）の考え方は多様であり、実のところ隣の区（集落）がどのような決まり事で行っているか、実は知らない場合が多い。相互扶助に関わる民俗慣行は区（集落）により多様である。草取りでの欠席については一律に出不足金を罰金として捉え支払うところがあれば、その金額も実は区によって多様である。また川代区のようにあくまでも共同作業で自分の組の近くは必ず出席するが、そうでないところは無理せずに出不足金を払い、戻り金を区の定期総会で分配するという民俗慣行のところもある。この場合、戻り金は、共同作業に対する労働の対価として考えており、必ずしも罰金としての意味合いは意識していない。このことは、鴨川市全部の区における相互扶助（特に参加できない場合生じる出不足金の額）を行政としての市単位でデータ化しても、おそらく移住希望者には心意は伝わらないと考えられる。データとして（特に出不足金の金額）のみを記した資料は、もとより住む隣の区の人たちにもすべて公開することになり、生活の文脈と切り離して、数的なデータが一人歩きする懸念もある。このようなデータだけでは、二地域居住希望者や移住希望者の深い理解につながるとはいえない。そこで本稿では社会集団の多層的なつきあいを記した上で、時を経て伝わる民俗慣行とその現在の解釈について考えるところからはじめるべきであると考え、まずは川代区の村柄を明らかにするところから検討を試みた。ここでいう村柄とは、人柄、家柄と同じで、区（集落）の個性として捉えるものである。同じ行政単位である鴨川市にある多くの区（集落）は、鴨川市ひとつで捉えることはできない。また各区の相互扶助やそれに関わる決まり事を比較しても、新しく居住することを希望する人々の深い理解につながるとはいえない。新しく移住などを希望する人は、社会集団の仕組みを機能的に理解し、自身の価値観を相対化していく中で、区の運営を理解していくことであろう。

また新しく住むことを希望する人たちを受け入れる区（集落）は、もとより住まう自分たちが考える、村入りの意味を十分に説明し理解を求めることが必要なことはいうまでもない。しかし文書化し、それを伝えるだけでは十分な意が伝わるとは限らないのが村柄である。また区（集落）の共同に対する認識も区（集落）それぞれで微妙に違うものであり、普遍的な特徴と括れるところと、村柄としての個性として捉えられるものもある。川代区の場合、水源の管理が区の運営において重要な意味を占めており、その管理に関わってこそ村づきあいであり、それに関わっていくことが新しく入ってくる人たちにとって重要な村入りの条件なのである。

水源の管理を通じ共的關係を維持し、それに賛同することが大事であると新住民が理解できるような方策を考えることも必要であろう。あらゆる多様なつきあいの中から民俗慣行を含めて区（集落）の有機的なつきあいが伝わると、円滑に新住民の村入りが進むように思われるのである。

川代区の社会集団のあり方を取材した筆者なりにその方策について記したい。川代区の場合、区の役割とともにダイノツキアイをどう機能させるかを考えると、可能性が広がるように思われる。代は旧来より維持されている冠婚葬祭の実務的ユニットであり、生産互助の側面でも重要な近隣つきあいである。区が何を求めてそして区に所属する世帯として果たす義務は何かを、ダイノツキアイに新住民が入りその中での声かけが緊密に行われるならば、より村入りは円滑に進む可能性を持つように思われる。例えば例大祭のハナは新住民も同様に払うのか否かなどは、なかなか新しく入ってきた人たちや二地域居住で入ってきた人たちには聞きづらいところもあると考えられる。そのあたり、ダイノツキアイが緩衝材になりながら、新たに入ってきた住民に助言できる関係が構築できるならば、円滑な村入りができるかと思われるのである。

また、川代区には、周辺の区にはないジミヨウツキアイがあるので、ジミヨウツキアイを新住民と組むことも、村入りに関わる理解へとつながる可能性があるのではないか。「何をおいてもジミヨウのつきあいは大事」とされながらも、この関係は必ずしも血縁を前提としていない。親戚同士もさることながら、おたがいがジミヨウの関係を構築し直して、その関わりから新住民に対して村入りに助言が伝わる仕組みも、ダイノツキアイ同様可能性を感じるものである。その意味では従来のジミヨウ関係を再認識するというのも、場合によっては新しい居住者が増えるならば、もとより住まう人々によって改めて検討してもよいことかもしれない。もっとも「最近ではジミヨウなんていわれても、うちはあまりいわないなあ」ともいわれ、ジミヨウツキアイもさらに希薄になってきている様子が見える。旧来のつきあいを持つ意味を再認識し家同士のつながりを太くしていくならば、その輪の中に新しく住む人たちが入っていくことも可能である。ジミヨウのような旧来のつきあいを改めて再認識したとき、それが新しい住民を巻き込む形で再創造させることも、ひとつの方法であると思われるのである。古くから区（集落）に住む人にとって、当たり前前の村つきあいをいかに新しい居住者に伝えていくか。これが村入りの円滑な進め方として重要かと思うのである。

あわせて新しく移住する人々は、区（集落）の民俗慣行およびその知識をマニュアル的に捉えない目線を持つことが必要かと思われる。「出不足金が〇〇円」ということばをデータとしてだけ捉えるのではなく、少なくとも出不足金を払うことの意味・背景を熟知することが必要であろう。川代区の場合、少なくとも出不足金は罰金的な意味合いは持っていない。区全体の仕事である区役に対して、そのお金を労働の対価として考えようとしているところに意味を持つ。したがって家の近くにある道の草取りをするならば、区すべての家々が出向くのではなく、その周辺の家々で作業を行いながらもそれを区役として見なし、

他の欠席した家がその対価を払うという意味づけで考えられる。それぞれの区（集落）における共的な意味づけが何であるかを有機的に考える必要があり、そのような道筋を民俗学的理解の中で助言できる人材がいれば、二地域居住や移住の促進も円滑にいくのではと考える。旧来のつきあいを生かし、それを理解してもらえつなかりを新旧双方が持つことにより、新たな住民を受け入れそして新たな農村のコミュニティとして創造されるのではないかと筆者は思うのである。

（本研究は、国土交通省補助事業2009年度「新たな公」によるコミュニティ創生支援モデル事業大山千枚田保存会「ふるさと回帰」促進環境の整備事業」における調査活動およびJSPS基盤研究C（課題番号16K03215）「戦時体制下の官製運動における生活改善指導と通俗教育の交差に関する民俗学的研究」（研究代表者 和田健、2016～2018年度）における研究成果の一部である。また本稿において対象とした川代区の種々のつきあいに関しては、川代区の多くの方々にご教示をいただきました。末文になり恐縮ですが、ここにお礼申し上げ、感謝の意を表したく思います。）

【参考文献】

- 国土交通省大臣官房広報課編・発行『国土交通』185号 2011年
千葉県内務部編・発行『千葉県経済更生計画大観』1933年
農林水産省編・発行『中山間地域にお住まいの農業者の方々に支援します 中山間地域等直接支払制度 平成29年度』2017年
守田志郎 『むらがあって農協がある』 農山漁村文化協会 1994年（初出は『村落組織と農協』家の光協会 1967年）
和田健「和田区の社会組織覚書－主として女性のツキアイを中心に－」（千葉県史料研究財団編・発行『千葉県史編さん基礎資料3 千葉県地域民俗調査報告書』第1集）1994年
和田健 『協業と社会の民俗学』学術出版会 2012年
[Web閲覧資料、記事]
国土交通省「国土交通白書 平成29年度」
<http://www.mlit.go.jp/hakusyo/mlit/h28/hakusho/h29/index.html>
(2018年11月8日最終閲覧)
日本経済新聞「都会の若者、4人に1人地方移住に関心 国土交通白書」2018年6月26日掲載
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO32258740W 8 A620C1000000/>
(2018年11月8日最終閲覧)

【註】

- 1 改めて「二地域居住」の定義を確認すると「自然の中で暮らしたい」「休日は田舎で趣味を楽しみながら過ごしたい」という複数の地域で多様な生活を楽しむ」[国土交通省編・発行 2011年 3頁]ところに主眼がある。地方移住の一步手前で、今までと違うライフスタイルを楽しむための居住スタイルとしての意味合いが強い。この観点からすると世代的にも高齢で経済的かつ時間的余裕のある人をターゲットにしているともいえる。

- 2 2017（平成29）年度の国土交通白書によると、3大都市圏の若者の4人に1人が地方への移住に関心を持っているという。また日本経済新聞の記事によると、「全国の20～70歳代の男女5000人を対象にインターネットで調査した。「田舎暮らしなど地方移住を推進してほしいか」を尋ねたところ、20歳代の関心が最も高く23%が移住推進を希望した。」という。また地方移住支援を行うふるさと回帰支援センター（東京都千代田区）では、20～30歳代の利用者が増加しているという（日本経済新聞 2018年6月26日）。ここ数年の地方への移住を希望する若年層が増えているところも1990年代のおもにシルバー世代をターゲットにした二地域居住や移住とは違う様相を2010年代以降は示しているといえる。
- 3 本稿では、行政区画としての「村」と、生活組織としての古くから存在する社会集団である「むら」は違うものとして扱うが、表記に関しては行政単位としての「村」との混同がない限り、「むら」も「村」と漢字表記をしたい。したがって「むら」を単位としてつきあいも「村づきあい」、むらに入ることも「村入り」として表記していく。
- 4 [千葉県内務部編 1933年 843-845頁]
- 5 南房総市和田町和田区では、もとより共有財産を持つ家々を旧戸といい、新たに分家した家を新戸と呼んでいる。ジミョウ関係は旧戸から分家した新戸と関係を結んでいる例もあるが、必ずしもそうとは限らずに、おたがいもっとも信頼しあえる家同士ということで結んでいる例も多い。「交通事故にあったら、保険会社よりもジミョウに相談をする」といった語りをされる家もあり、それだけジミョウツキアイは家同士の重要な関係と認識されている。[和田 1994年55-61頁]
- 6 属人的なつきあいとは、人、家同士のつながりを前提とした相互関係であり、属地的つきあいとは、その場としてのエリアに人や家が存在することを前提としたつきあいである。おおよそ農村は属人的なつながりの中で相互関係を構築している場合が多く、川代区の場合も組内の家があるエリアから引越してももとの組との関わりを継続する点、属人的なつながりといえる。属人的、属地的な見方については、守田志郎の論考をもとに拙著で整理した[守田 1967（本稿では1994年を参照）191-192頁] および[和田 2012年60-61頁]
- 7 筆者が取材をした2009年、2010年および2018年。
- 8 鴨川市全体で行われているが、山間部の棚田を希望する都市居住者と契約を、水田の管理運営を行う制度である。週末に農作業に訪れる都市居住者とともに農作業を教え、ともに行う。平日は地元で農家が水田の管理を行う。都市と農村との人の交流を前提とした制度といえる。川代区でも区単位でオーナー制度の運営を行っている。
- 9 この制度は平成12年度より5年をひとつの区切りとして行われているもので、「農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度」である。農林水産省の説明では「中山間地域等においては、高齢化や人口減少が著しく、農業や集落の維持を懸念する声もありますが、この制度を有効に活用し、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保、地域の活性化に結びつけて」いく制度と位置づけている。傾斜のある農用地の維持管理を目的とした国の補助金制度であり、川代区ではすべての世帯が所属するというよりも傾斜のある農地を持つ家により参加しているのが実情である。